

国自貨第529号
令和8年1月7日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省物流統括調整官

適正原価の設定に向けた書面調査の実施について（依頼）

日頃より国土交通行政にご理解とご協力頂き誠にありがとうございます。

令和7年6月に成立、公布された貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）において、「運賃及び料金に係る適正原価」（第9条の2）が新設され、「国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課その他の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であって国土交通省令で定めるものを的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることができる。」こととなりました。

現在、改正法の趣旨を踏まえつつ、適正原価の設定に向けた作業を進めているところですが、その設定に当たっては、多くの貨物自動車運送事業者の原価に係るデータの集約が必要です。

このため、国土交通省では、トラック運送事業に係る運送原価に係る各種データの集約にあたり、全ての貨物自動車運送事業者に対して、貨物自動車運送事業法第60条に基づき報告（調査）を求めることが致しましたので、貴協会におかれましては、本調査にご協力いただくよう、傘下会員に対する周知・広報等をお願い致します。

記

1. 調査項目

適正原価の設定に当たって必要なデータを適切に把握するため、都道府県トラック協会会員事業者を含む全会員事業者に対し、以下の項目に関する書面調査について周知してください。

＜調査予定項目＞

保有車両台数、燃費、タイヤチューブ交換距離、新車購入価格、リース価格、距離帯別・車両区分別の実車率・拘束時間（片道）、積込・取卸、附帯作業料金の収受実態、安全の確保のために必要な費用、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資 他 参考データ 等

2. 調査提出期限

令和8年2月20日（金）まで